

返戻金制度について

当社の人材紹介により採用された求職者（採用決定者）が短期退職に至った場合、以下の基準に則り、紹介手数料を返戻させて頂く制度がございます。

1. 当社の人材紹介をご利用いただいた求人者に求職者(採用決定者)が入社した後、その求職者の自己都合により、もしくは、求職者の責に帰すべき事由（就業規則違反等）により短期退職となった場合。

2. 1 のいずれかに該当する場合、求人者からお支払い頂いた紹介手数料の一部を、次の割合に応じて計算し、その算出された金額を退職日の属する月の翌月末日に返戻させて頂きます。

- ① 入社日から 1 ヶ月未満で退職した場合、80%に相当する額
- ② 入社日から 1 カ月以上3 ヶ月未満で退職した場合、50%に相当する額
- ③ 入社日から 1 カ月以上6 ヶ月未満で退職した場合、10%に相当する額

3. 次に記載する事由により求職者（採用決定者）が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせて頂きます。

- ① 求職者(採用決定者)が自己都合以外の理由で退職した場合（本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合）。
- ② 実際の労働条件・待遇等が、採用決定時の労働通知書等に記載された労働条件、待遇等が労働契約内容と異なる場合。
- ③ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント等、ハラスメント全般のいずれかに該当すると判断された場合。
- ④ 求職者（採用決定者）様の死亡・病気、不慮の事故等、不測の事態による場合。
- ⑤ 不可抗力（地震、災害、暴動等）により不就労となった場合。

許可番号 47 - ユ - 300233

事業所名 株式会社 Cavitte

事業所所在地 沖縄県浦添市伊祖 2-15-8-1 伊祖ビル 203